

新	旧
管工事標準仕様書 1. 工事標準仕様書 2. 施工要領 3. 水道配水用ポリエチレン管 4. 参考資料 5. 様式集 6. 標準図集 7. 工事写真及び電子納品 改訂の経過 平成 元年 初版発行 平成 6年 改訂版(増改訂加除式) 平成 7年4月 一部改訂 平成 7年5月 一部改訂 平成12年3月 全面改訂 平成17年3月 一部改訂 平成26年4月 全面改訂 平成27年4月 一部改訂 平成28年5月 全面改訂 平成29年6月 一部改訂 令和 2年5月 一部改訂 令和 3年1月 一部改訂 令和 4年5月 一部改訂 令和 5年5月 一部改訂 発行 豊橋市上下水道局 編集 水道管路課	管工事標準仕様書 1. 工事標準仕様書 2. 施工要領 3. 水道配水用ポリエチレン管 4. 参考資料 5. 様式集 6. 標準図集 7. 工事写真及び電子納品 改訂の経過 平成 元年 初版発行 平成 6年 改訂版(増改訂加除式) 平成 7年4月 一部改訂 平成 7年5月 一部改訂 平成12年3月 全面改訂 平成17年3月 一部改訂 平成26年4月 全面改訂 平成27年4月 一部改訂 平成28年5月 全面改訂 平成29年6月 一部改訂 令和 2年5月 一部改訂 令和 3年1月 一部改訂 令和 4年5月 一部改訂 発行 豊橋市上下水道局 編集 水道管路課

新	旧
1. 工事標準仕様書 第 1 章 総 則 1－1 総則 1－1－1 3 建設副産物 1 受注者は、「豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、施工計画書に添えて次の計画書等を発注者に提出しなければならない。又、完成時にはそれぞれの計画書について、実施数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、「再生資源利用（促進）計画書-現場掲示用-」を公衆の見やすい場所へ掲示しなければならない。 (1) 再生資源利用計画書（実施書） COBRISにより作成 (2) 再生資源利用促進計画書（実施書）COBRISにより作成 (3) COBRIS 工事登録証明書 ※完了時のみ (4) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し (5) 収集運搬・処理業者の許可証の写し (6) 廃棄物処理委託契約書の写し (7) 運搬ルート図	1. 工事標準仕様書 第 1 章 総 則 1－1 総則 1－1－1 3 建設副産物 1 受注者は、「豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、施工計画書に添えて次の計画書等を発注者に提出しなければならない。又、完成時にはそれぞれの計画書について、実施数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。 (1) 再生資源利用計画書（実施書） COBRISにより作成 (2) 再生資源利用促進計画書（実施書）COBRISにより作成 (3) COBRIS 工事登録証明書 ※完了時のみ (4) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し (5) 収集運搬・処理業者の許可証の写し (6) 廃棄物処理委託契約書の写し (7) 運搬ルート図

新	旧
第3章 一般施工 3-2 土工事 3-2-3 建設発生土処理工 1 建設発生土は、原則指定地処分とし、設計図書及び監督員の指示する場所まで運搬、整地すること。 2 建設発生土の運搬は、交通整理、道路管理を十分に行い、道路の破損等第三者に迷惑をかけることのないようにしなければならない。また、運搬車の積載量を超過して運搬してはならない。 3 受注者は、道路の破損等第三者への損害については全責任を負わなければならない。	第3章 一般施工 3-2 土工事 3-2-3 建設発生土処理工 1 建設発生土は、指定地処分の場合、設計図書及び監督員の指示する場所まで運搬、整地すること。なお、自由処分の場合、処分地について事前に監督員の承認を得なければならない。 2 建設発生土の運搬は、交通整理、道路管理を十分に行い、道路の破損等第三者に迷惑をかけることのないようにしなければならない。また、運搬車の積載量を超過して運搬してはならない。 3 受注者は、道路の破損等第三者への損害については全責任を負わなければならない。

新	旧
第４章 管布設工 ４－１ 管布設工 ４－１－１ ２ 水管橋及び添架工 １ 水管橋架設及び橋梁添架は、関係管理者の許可条件に従って施工しなければならない。なお、塗装仕様等については設計図書に特に明示が無い場合は「豊橋市景観計画」によるものとするが、施工にあたっては監督員と入念に打合せを行うこと。 ４－２ 分岐及び通水 ４－２－１ 既設管との接合 １ 新旧連絡等既設管の断水を伴う作業は、作業１週間前までに断水範囲や仕切弁操作手順等について監督員と十分に協議を行い、作業３日前（休日を除く）までに綿密な断水計画書を監督員へ提出し承諾を得なければならない。また既設管の断水を伴う作業は、原則公休日、公休日前日及び午前中は不可とする。なお、夜間の断水に伴う作業を公休日２日前に行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	第４章 管布設工 ４－１ 管布設工 ４－１－１ ２ 水管橋及び添架工 １ 水管橋架設及び橋梁添架は、関係管理者の許可条件に従って施工しなければならない。なお、塗装仕様等については設計図書に特に明示が無い場合は「豊橋市景観計画 R3.10」によるものとするが、施工にあたっては監督員と入念に打合せを行うこと。 ４－２ 分岐及び通水 ４－２－１ 既設管との接合 １ 新旧連絡等既設管の断水を伴う作業は、作業１週間前までに断水範囲や仕切弁操作手順等について監督員と十分に協議を行い、作業３日前（休日を除く）までに綿密な断水計画書を監督員へ提出し承諾を得なければならない。また既設管の断水を伴う作業は、原則公休日、公休日前日及び午前中は不可とする。

新

第4章 管布設工

4-3 水圧試験

1 受注者は、一部の異形管を除き、呼び径900mm以上のダクト
イル鑄鉄管の継手箇所についてテストバンドを用いて水圧試
験を行わなければならない。

ただし、特記仕様書で別の定めがある場合は、これによらな
ければならない。

2 受注者は、呼び径800mm以下のダクトイル鑄鉄管で施工後
すぐに供用を開始しない区間については、充水による管路水圧
試験を行わなければならない。なお、試験にあたっては以下の
点に注意して実施すること。

・ 管路の負荷する水圧は設計水圧以下とし、現場に応じ
て監督員が指示する水圧とする。

・ 水圧試験の開始は管路の充水完了後一度加圧を止め、
一昼夜程度経過後、再度既定の圧力まで加圧してから
行うこと。

・ 水圧試験は、コンクリート防護等管の拔出し防止措置
を行った後に実施すること。

・ 水の代わりに空気を用いて試験を行うことは、絶対に
行ってはならない。

3 受注者は、新設した不断水仕切弁及び割T字管について、監督
員の立会のもとで行わなければならない。

4 水圧試験の試験圧力は下表により行うこと。

種 類	試験圧力	5分後の圧力
テストバンド 使用の場合	0.5MPa (5.0Kgf /cm ²)	0.4MPa (4Kgf/cm ²) 以上

旧

第4章 管布設工

4-3 水圧試験

1 受注者は、一部の異形管を除き、呼び径900mm以上のダクト
イル鑄鉄管の継手箇所についてテストバンドを用いて水圧試
験を行わなければならない。

ただし、特記仕様書で別の定めがある場合は、これによらな
ければならない。

2 受注者は、呼び径800mm以下のダクトイル鑄鉄管で施工後
すぐに供用を開始しない区間については、充水による管路水圧
試験を行わなければならない。なお、試験にあたっては以下の
点に注意して実施すること。

・ 管路の負荷する水圧は設計水圧以下とし、現場に応じ
て監督員が指示する水圧とする。

・ 水圧試験の開始は管路の充水完了後一度加圧を止め、
一昼夜程度経過後、再度既定の圧力まで加圧してから
行うこと。

・ 水圧試験は、コンクリート防護等管の拔出し防止措置
を行った後に実施すること。

・ 水の代わりに空気を用いて試験を行うことは、絶対に
行ってはならない。

3 受注者は、新設した不断水仕切弁及び割T字管について、監督
員の立会のもとで行わなければならない。

4 水圧試験の試験圧力は下表により行うこと。

種 類	試験圧力	5分後の圧力
テストバンド 使用の場合	0.5MPa (5.0Kgf /cm ²)	0.4MPa (4Kgf/cm ²) 以上

種 類	試験圧力	2 4 時間後の圧力
充水による試験の場合	監督員の指示による	試験開始圧力から30%以内の降下
		4 8 時間後の圧力
		試験開始圧力から30%以内の降下で24時間後から平衡状態

種 類	試験圧力	3 分後の圧力
不断水、割 T 字管の場合	0.75MPa (7.5Kgf/cm ²)	0.6MPa (6Kgf/cm ²) 以上

・加圧後、規定時間経過後の水圧が規定値以上保持していれば合格とする。もし、これを下まわった場合は、再度接合し直し再び水圧試験を行わなければならない。

・充水による試験において24時間後の圧力が試験開始から変わらないと監督員が認めた場合、その時点で合格とする。

5 試験作業に必要な加圧機器は、受注者が準備しなければならない。

6 受注者は、試験結果を「水圧試験報告書」により監督員に提出しなければならない。

種 類	試験圧力	2 4 時間後の圧力
充水による試験の場合	監督員の指示による	試験開始圧力から30%以内の降下
		4 8 時間後の圧力
		試験開始圧力から30%以内の降下で24時間後から平衡状態

種 類	試験圧力	3 分後の圧力
不断水、割 T 字管の場合	0.75MPa (7.5Kgf/cm ²)	0.6MPa (6Kgf/cm ²) 以上

加圧後、規定時間経過後の水圧が規定値以上保持していれば合格とする。もし、これを下まわった場合は、再度接合し直し再び水圧試験を行わなければならない。

5 試験作業に必要な加圧機器は、受注者が準備しなければならない。

6 受注者は、試験結果を「水圧試験報告書」により監督員に提出しなければならない。

新	旧
2. 施工要領 第 2 章 しゅん工図作成基準 2－2－4 平面図 2 管路、施工区分の表示 1) 新設管路は、必ずスケールを用い正確な位置に記入する。 2) 施工区分表示は、施工区分が明確に判別できるように表示する。 3) 新設管及び付属具類は、形状寸法（管種、継手、呼び径）、布設位置（出幅、深度）及び延長を記入する。 4) 布設実延長と平面延長が異なる場合は、平面延長を括弧書きで記入する。 5) 新設管と既設管の連絡工事は、既設管の形状寸法（管種、継手、呼び径）及び布設位置（出幅、深度）を確認して記入する。 6) 呼び径はmm単位で整数表示、延長はm単位で少数第2位以下を切り捨て少数第1位まで記入する。 2－2－7 その他の詳細図 1 布設管、構造物、防護、加工、取付、占用位置及びその他の詳細部については、必要に応じて次に掲げる詳細図を作成する。なお実延長、平面延長を少数第3位まで記入する。	2. 施工要領 第 2 章 しゅん工図作成基準 2－2－4 平面図 2 管路、施工区分の表示 1) 新設管路は、必ずスケールを用い正確な位置に記入する。 2) 施工区分表示は、施工区分が明確に判別できるように表示する。 3) 新設管及び付属具類は、形状寸法（管種、継手、呼び径）、布設位置（出幅、深度）及び延長を記入する。 4) 布設実延長と平面延長が異なる場合は、平面延長を括弧書きで記入する。 5) 新設管と既設管の連絡工事は、既設管の形状寸法（管種、継手、呼び径）及び布設位置（出幅、深度）を確認して記入する。 6) 呼び径はmm単位で整数表示、延長はm単位で少数第1位まで記入する。 2－2－7 その他の詳細図 1 布設管、構造物、防護、加工、取付、占用位置及びその他の詳細部については、必要に応じて次に掲げる詳細図を作成する。

新	旧
2. 施工要領 第 2 章 しゅん工図作成基準 2－2－5 管路の詳細図 1 管路図の継手記号は、「日本水道協会」、「日本ダクタイル鉄管協会便覧」に準拠するものとする。 2 新設管は太い実線で、既設管は細い破線で表し、既設管に形状寸法（管種、継手、呼び径）を記入する。 3 直管が連続した場合は、中間の継手記号は省略し直管の本数のみを記入する。 4 布設実延長と平面延長が異なる場合は、平面延長を括弧書きで記入する。 5 既設の異形管と連絡した場合は、その異形管の名称を記入する。 6 消火栓及びレジンコンクリートBOXの新設をした場合は、組立図（配管及び枠）を次に示すように記入する。 【図省略】 7 割T字管、不断水仕切弁を設置した場合は、詳細図にメーカー名、形式、品番を記載する。 8 直管以外の材料は旗上げて材料名を記載する。	2. 施工要領 第 2 章 しゅん工図作成基準 2－2－5 管路の詳細図 1 管路図の継手記号は、「日本水道協会」、「日本ダクタイル鉄管協会便覧」に準拠するものとする。 2 新設管は太い実線で、既設管は細い破線で表し、既設管に形状寸法（管種、継手、呼び径）を記入する。 3 直管が連続した場合は、中間の継手記号は省略し直管の本数のみを記入する。 4 布設実延長と平面延長が異なる場合は、平面延長を括弧書きで記入する。 5 既設の異形管と連絡した場合は、その異形管の名称を記入する。 6 消火栓及びレジンコンクリートBOXの新設をした場合は、組立図（配管及び枠）を次に示すように記入する。 【図省略】 7 割T字管、不断水仕切弁を設置した場合は、詳細図にメーカー名、形式、品番を記載する。

新	旧
水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書 2 施工 2-4 管の明示 1 一般事項 1) 地下埋設物の幅輻化により、道路掘削等に伴う水道管の事故防止を図るため管明示シート及び水道用識別マーカ―を埋設しなければならない。 2) 管明示シートは、開削施工の管径50mm以上の管路上部に敷設しなければならない。 3) 管明示シートは、幅15cmで、青地に白字で「水道管注意」の表記がされていること。 4) 水道用識別マーカ―は、青色で水道管専用のものとし、屈曲部、分岐部、管末部に設置し、直線区間においては20mに1箇所設置すること。 2 施 工 1) 管明示シート、水道用識別マーカ―の設置深さは、地表より土被りの1/2程度とするが、それにより難しい場合は、監督員に確認のうえ設置すること。 2) 管明示シートの埋設及びマーカ―の設置は埋設管の中心線上に設置すること。	水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書 2 施工 2-4 管の明示 1 一般事項 1) 地下埋設物のふくそう化により、道路掘削等に伴う水道管の事故防止を図るため管明示シート及び水道用識別マーカ―を埋設しなければならない。 2) 管明示シートは、開削施工の管径50mm以上の管路上部に敷設しなければならない。 3) 管明示シートは、幅15cmで、青地に白字で「水道管注意」の表記がされていること。 4) 水道用識別マーカ―は、青色で水道管専用のものとし、屈曲部、分岐部、管末部に設置し、直線区間においては20mに1箇所設置すること。なお、別途、給水分岐部毎にも設置すること。なお、住宅が集中する区間などにおいて直線区間の定点設置箇所と給水分岐部設置箇所が近接または重複する場合は、設置箇所について監督員に確認を受けること。 2 施 工 1) 管明示シート、水道用識別マーカ―の設置深さは、地表より土被りの1/2程度とするが、それにより難しい場合は、監督員に確認のうえ設置すること。 2) 管明示シートの埋設及びマーカ―の設置は埋設管の中心線上に設置すること。